

裁判員制度の延期を求める決議

2009年（平成21年）1月22日
千葉県弁護士会 臨時総会

決議の趣旨

当会は、裁判員制度の抜本的な見直しを求めるとともに、その見直しがなされるまで実施の延期を求める。

決議の理由

1 はじめに

裁判員制度が2009年5月21日から実施されることが決定し、裁判員候補者名簿の作成作業が始まるなど準備が進められている。しかし、各種調査によっても国民の80%近くが参加に消極的であり、到底国民に受け入れられているとはいえない状況にある。しかも、現在の刑事裁判の病理は放置されたまま、新たに実施されようとしている裁判員裁判には、主なものだけでも以下のような問題点があり、このまま実施されれば、現在行われている刑事裁判以上に被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害し、誤判とえん罪をもたらす危険性が現在よりも高くなるといわざるを得ない。

2 現在の刑事裁判の病理

刑事裁判においては、無事の不処罰のため適正手続を実現する観点から、「疑わしきは被告人の利益に」が鉄則とされ、被疑者・被告人の黙秘権、裁判所の予断排除の原則、直接主義の原則等が採られている。

しかし、99.9%の有罪率が雄弁に物語るように、「疑わしきは被告人の利益に」は空洞化している。また、起訴前の長期的な身体拘束とその間の密室での取調により黙秘権は著しく制約され、「人質司法」といわれるように、否認していれば保釈が困難になるなどの不利益がある。公判審理でも、直接主義を背景にもつ伝聞法則には広範な例外が認められ「調書裁判」と揶揄されており、これらを含む様々な事柄が誤判の原因になると考えられている。

2009年5月21日から実施されようとする裁判員裁判は、以下に示すように、これらの是正を伴わないばかりか、「改正」刑事訴訟法によってますます誤判原因が大きくなっている上、市民に過剰な負担を強いるものになっている。

3 裁判員制度の抱える問題点

(1) 公判前の防御方法開示による弁護権侵害の危険性

「改正」刑事訴訟法により公判前整理手続が設けられ、公判前の段階で争点整理、証拠整理と証拠の採否、審理計画の決定をすることとなった。公判前の段階で、弁護側にも主張の明示と取調べ請求証拠の開示が要求され、公判における新たな証拠の提出は「やむを得ない事情」がない限り許されないこととなった（証拠制限）。

これにより、弁護側は、公判前に防御方法の全ての開示義務が課されたことになり、防御上困難な立場に立たされる。弁護側としては、手の内を隠して公判で有効に活用しようとしても証拠制限により証拠採用されないおそれがあり、他方これをおそれて公判前整理手続で明らかにすると、検察側の主張変更を招いたり補充捜査でつぶされてしまうおそれがあるのである。

また、公判前の主張の明示を含む防御方法の開示は、被告人の黙秘権を侵害するおそれがあるとともに、公判において弁護人が自らの主張の立証を迫られることにもなりかねず、「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則のもと検察官が立証責任を負うという刑事裁判の基本原則に反するおそれがある。

(2) 公判の形骸化・拙速審理の危険性

公判前整理手続は公判担当裁判官が主宰することとされているが、この手続において予定主張の明示、取調べ請求証拠の開示、証拠の採否、審理計画の決定までがなされるため、裁判官が公判前に有罪・無罪についての一定の心証を形成してしまい、予断排除の原則が空洞化する可能性が高い。

また、公判前整理手続に裁判員は関与しないため、裁判官と裁判員との情報格差は圧倒的であり、裁判官がこの手続を通じて形成された心証に従って裁判員を誘導するおそれもあり、これでは公判は心証を形成する場から裁判官の心証を裁判員とともに共有、確認する場と化してしまうなど公判が形骸化する危険性がある。ことに評決が過半数で足りるとされていることは、その傾向に拍車をかけかねない。

さらに、「裁判員の負担の軽減」という名目で、争点が犯罪事実の核となる「真の争点」に絞られ、証拠も無駄を省いて「厳選」された証拠だけを短期間に取り調べることが強調されているが、上述した証拠制限とあいまって杜撰かつ拙速な審理になりかねない。国民の中からも、事実関係に争いのある事件はもとより、争いのない事件でも、ごく短期間の限られた審理で結論を出すことに不安やためらいを感じる意見が出されている。

(3) 手つかずの刑事裁判の構造的欠陥

- ① さらに大きな問題は、自白調書を有罪の証拠とすることができる制度、「代用監獄」における自白強要の構造、「人質司法」と揶揄される不当に長期な身柄拘束など捜査の構造的欠陥がそのまま温存されていることである。
- ② 検察・警察で取調の録音・録画の試行が始まっているが、現在試行されている取調べの一部録画は、自白調書作成時の取調べ状況をDVD録画するものであるが、この録画による任意性立証では虚偽の自白の強要を防止できないばかりか、かえって虚偽自白の強要を隠蔽する手段とされてしまう危険性が高い。一部録画では、録画されていない場面で自白の強要が行われる危険性が常に存在する。問題とされている全ての場面について録画されていなければ自白強要があったか否か判断する資料とはなり得ず、自白の任意性をめぐる問題は何ら解決しないのである。
- ③ 「改正」刑事訴訟法によって公判前整理手続における証拠開示の規定が設けられたが、本来なされるべき証拠の全面開示とはほど遠い状況にある。十分な証拠開示が行われないまま、短期間で審理が終結するとすれば、弁護人は被告人に有利な証拠が存在してもこれを知ることができず、反証や弾劾の機会が奪われ、被告人の防御権が著しく侵害され、公正な判断が損なわれることになる。
- ④ 「調書裁判」ともいわれる広範な伝聞例外は、裁判員制度においても明文上変わることなく存続している。
- ⑤ このような構造的問題を温存したままでの裁判員制度の実施は、誤判とえん罪を防止することができないばかりか、かえって誤判とえん罪を生み出すおそれが高くなる。

(4) 保釈の原則化は盛り込まれていない

裁判員裁判では連日開廷が予定されているが、連日開廷を行うためには弁護人と被告人との打合せが十分に確保される必要がある。

そのためには無罪推定を受ける被告人については原則的に保釈を認め、弁護人との十分な打合せができるようにすることが被告人の防御には必要である。

それにもかかわらず、「改正」刑事訴訟法においても権利保釈の拡大はされず、運用レベルでも裁判所からは裁判員裁判に向けて保釈の原則化を顧みる声はない。

(5) 拙速な審理

最高裁は、公判審理を連日開廷することにより、対象事件の7割は3日以内、2割は5日以内に審理を終了するとしている。しかしながら、これまでに実施されてきた裁判員模擬裁判の結果からも、上記期間で裁判員がその職責を十分に果たすことができる充実した審理を行うことは到底不可能であることが明らかになっている。審理日数の短縮のみに偏重した拙速な裁判は被告人の防御権をないがしろにするものである。

(6) 少年逆送事件裁判員裁判の問題点

口頭主義・公開主義の徹底により、少年の高度なプライバシーが侵害され、社会復帰が困難になるおそれがある。特に社会記録の取り扱いが問題である。また、少年の健全育成・情操保護の観点から少年には見せたくない、聞かせたくない証拠の取調方法、冒頭陳述、弁論の実施方法については何ら法的手当がなされていない。さらに、少年法55条に基づく移送を求めた場合、保護処分相当性の要素は口頭の説明だけで裁判員に理解してもらうことは困難である。また、法壇に9人の裁判官・裁判員が登壇する点は少年を萎縮させ、連日開廷は少年の集中力を欠き、少年が主体的に裁判に参加できなくなる危険性がある。

(7) 被告人の選択権について

「市民参加」による刑事裁判を受ける義務を定めていない日本国憲法のもとで、「市民参加」の刑事裁判を被告人に強制することには疑問があり、少なくとも、被告人に裁判員裁判を受けるか否かの選択権を認めるべきである。

(8) 裁判の公開、国民の裁判批判に対する過度な制限

① 開示証拠の目的外使用の禁止

「改正」刑事訴訟法で検察官が開示した証拠について「目的外使用」を禁じる規定が設けられたが、極めて重要な訴訟手続である公判前整理手続が非公開で実施されることとあいまって、国民の裁判へのアクセスを困難にし、かえって国民の常識を裁判に反映できなくなる。

② 罰則による守秘義務

一方、裁判員には、裁判終了後も、評議の内容について罰則付きの守秘義務が終生にわたって課されている。この守秘義務は、裁判員に過度な負担を負わせるだけでなく、刑事裁判が適正に行われたかどうかの検証を不可能にし著しく困難とさせる。事実認定や量刑判断がどのようになされたか、意見の分布はどうだったか、裁判官の説明は適切であったか等々が明らかにされず、国民的立場からの裁判の検証が困難になり、誤判の原因究明を困難にする。

(9) 裁判員就任の強制について

憲法上の根拠がないにもかかわらず、国民に裁判員への就任を強制することが可能なのか大きな問題があるばかりか、意に反する苦役の禁止、思想・信条の自由を違反するおそれがある。

(10) 裁判員の量刑関与について

裁判員裁判の対象事件は殺人、強盗殺人などの重大犯罪であり、人を裁きたくないとする国民に、その意に反して死刑を含む重い罪を宣告させることを強制すべきでない。

4 結論

以上の理由により、当会は、裁判員制度の抜本的見直しを求めるとともに、その見直しがなされるまで裁判員制度の実施を延期することを求めるものである。

以 上